

意見書

無線設備規則の一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成22年4月16日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成22年5月19日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第1 意見

無線設備規則の一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

無線設備規則の一部を改正する省令案

(1) 改正の内容

ア 国際民間航空条約第10附属書の改正に伴う航空用DME及びVORに係る無線局の無線設備の技術基準を改めること。（第45条の12の5及び第45条の12の8関係）

イ その他規定の整備を行うこと。

(2) 施行期日等

ア 公布の日から施行すること。

イ 所要の経過措置を設けること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、国際民間航空条約附属書の改正に伴い、無線設備規則の一部を改正するものである。

航空無線通信は、航空機の安全航行を確保するために必要不可欠な通信手段として有効に活用されているが、今般、航空無線通信の高度化に向けた同条約附属書の改正が行われたことを受け、距離測定装置（Distance Measuring Equipment：DME）及び超短波全方向式無線標識（VHF Omni directional Radio Range：VOR）に関する規定を整備するものである。

電波を利用して航空機に距離の情報を提供するDMEについては、現在の規定に基づくDMEよりもカバーエリアが小さいDMEの設置が可能となるよう、地上装置の受信感度を－93dBmから－83dBmとする。

方位の情報を提供するVORについては、機上VORで受信した場合、低い仰角でのみ性能保証が可能となっていたが、性能向上によって高い仰角においても可能となったことから、基準の緩和を行うものである。

また、併せて同条約附属書に係る関係規定の整備を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人全日本航空事業連合会	賛 成	
定期航空協会	賛 成	

第3 理由

本件は、国際民間航空条約附属書における無線航行支援システムに関する基準が改正されたことを受け、無線設備規則の一部を改正するものである。

同条約附属書の無線航行支援システムに関する改正については、航空機と基準地点間の距離を測定するために基準地点に設置される無線設備である DME 及び航空機に対して方位情報を送信する無線設備である VOR の技術基準を見直すことにより、航空機の一層の安全かつ円滑な運行に資するものである。

無線設備規則の一部改正案の内容については、同条約第 10 附属書の第 84 改正に伴い、受信感度の基準を緩和し小規模の DME の設置を可能とするとともに、航空機搭載装置の性能向上に合わせて VOR の運用範囲を拡大するため、同附属書記載の技術基準に基づき、関係規定を改正するものであり適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。